

< 報告事項 >

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の在り方

平成29年11月29日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会  
財務省関税局

# 輸出入・港湾関連情報処理センター(株)の民営化①

## 経緯

- 輸出入・港湾関連情報処理センター(NACCSセンター)は、税関手続など輸出入及び港湾等に関連する業務を迅速かつ的確に処理するシステム(NACCS)を管理・運営するため、「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律」(NACCS法)に基づき、平成20年10月1日に、株式会社(特殊会社)として発足。

※ 昭和52年10月 官民共同出資の認可法人として設立

平成15年10月 独立行政法人化

〃 19年12月 関税・外国為替等審議会答申、「独立行政法人整理合理化計画」(閣議決定)

〃 20年 5月 株式会社化等をするための法改正(NACCS法の成立)

〃 20年10月 NACCS法の施行

### < 関税・外国為替等審議会 平成19年12月13日付 答申書(抜粋) >

(輸出入等関連情報システムの統合等とそのための運営形態の見直し) (注) 下線は事務局付記

・・ NACCSセンターは、・・ 関係省庁手続や民間業務を含めた多様な業務展開を通じ、利用者利便の向上を図るとともに、業務運営の更なる効率化を図るため、その運営形態を見直すべきと考えられる。

見直しにあたっては、NACCSが我が国における国際物流の基幹システムであること、輸出入申告に係る企業情報等を取り扱うことから、中立、公平かつ安定的な運営を確保するため、今後とも国により一定の関与が行われる必要がある。

こうした点を踏まえ、NACCSセンターについては、特殊会社として民営化すべきである。

# 輸出入・港湾関連情報処理センター(株)の民営化②

## 国の関与

NACCS法には以下が規定されている。

### ● 議決権の政府保有

(議決権の政府保有)

第7条 政府は、常時、会社の総株主の議決権の過半数を保有していなければならない。

(政府保有株式の処分)

改正法附則第23条 政府は、この法律の施行後できる限り速やかに、その保有する株式(新法第7条の規定により保有していなければならない議決権に係る株式を除く。)を売却するものとする。

※ 政府(50.01%)及び民間(計48者)(49.99%)が保有

### ● 主務大臣による監督

主務大臣による監督・命令、代表取締役等の選任や事業計画の決定等に財務大臣の認可が必要であること等が規定。

(関連条文:9条2項、12条、13条、14条1項、15条、16条1項、19条、20条1項)

### ● センターの在り方の検討

(会社の在り方の検討)

改正法附則第24条 政府は、この法律の施行後十年以内に、この法律の施行の状況等を勘案しつつ、会社の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

# NACCSセンターの現状と評価

## 経営の効率化・透明化等

- 平成20年10月の海上システム、同22年2月の航空システム更改時に利用料金を全般的に引下げ。
- 必要な利益を確保し、経営情報を積極的に公表する等、効率的かつ透明性のある経営を推進。
- 本年10月、約8年ぶりとなる大規模なシステム更改(第6次更改)を円滑に実施、安定的に稼働中。

## 貿易円滑化への貢献

- 税関手続のみならず貿易手続全般の電子化を主導、重要な政策である貿易の円滑化に大きく貢献。  
(例えば、輸出入申告の約99%は、NACCSにより電子的に処理)
- 関係6省のシステムをNACCSに統合(貿易手続等のシングルウィンドウ化を実現)。
- 申告官署の自由化等、最近における主要な税関の施策は、NACCSの利用を前提。

## 安心・安全への貢献

- 水際でのテロ対策等を効率的に推進するために必要な電子情報を入手するプラットフォームとしてもNACCSを活用。  
※ 電子的な報告を義務付けた「出港前報告制度」の導入(平成26年3月より運用開始)  
出入国API・PNR 及び航空貨物情報について電子的な報告の原則化(平成30年度中に施行)

- 今後ともNACCSが国際物流の基幹システムとして貿易の円滑化を主導し、国の政策を確実かつ適切に実施するため、現在同様公平、中立かつ安定的な運営を確保する一方、民間活力による業務運営の効率化を図ることもできる、バランスある体制の維持が必要。
- 政府は経営陣とともにコスト削減及び利便性向上に向けた将来システムの検討に着手。<sup>3</sup>